

友だち

五霞西小学校5年生の作文

私は時どき「友だちなんていないや。」と思うことがあります。

それは、友だちとけんかをしたときです。けんかをして、「こんなにいやな気持ちになるのならひとりであるほうがいいや。」と思ったからです。

ちよつとした悪口がきつかけで、けんかになってしまったことが多のですが、けんかをしたあとは、頭にきたり自分も悪かったのかなあと反省したりしてしまいます。でも、少したつと、いつの間にかふつつの会話にもどっているときもあります。

私が相手にいやな思いをさせたなあと思うときには、私からおもしろいことを言つて、仲直りができるようにしています。「さつきは、「ごめん。」

と言うのが言いづらいので、何となく、おもしろいことを言つて相手のきげんを直してしまいます。それで仲直りができるときは、いいです。でも、自分は仲直りをしたいと思つていても相手がまだおこつているときには、なかなか仲直りができません。そんなときには自分から、「さつきはごめんね。」

と言います。そうすると相手も、「私こそ、ごめんね。」と言つて、仲直りができます。そうすると、「ああ、もうおこつていないんだなあ。」と思つてほつとします。

けんかをしたときには、「友だちなんて……。」と思うけど、仲直りをして楽しく遊んだり勉強したりしているうちに、「やっぱり、友だちはかけがえのないもので、私は友だちが好き。」と感じるので、私です。

もし友だちがいないと、困つたときに自分を助けてくれる人もないし、ひとりで遊んでも全然楽しくありません。だから、やっぱり友だちはいたほうがいいと思つし、必要だと思えます。

これからも、けんかをするところがあると思つけれど、友だちを大切にしたいと思えます。

(平成17年12月発行「なごま」より)

人権擁護委員が法務局に常駐して相談等の職務を行っています

水戸地方法務局下妻支局では、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が駐在し、地域住民の人権が侵害されないよう常に注意を払い、もし、人権が侵害されたときは、その相談を受け、被害者救済のためすみやかに適切な処理を行っています。

なお、この常駐制度は次のとおりとなっていますが、ご利用いただくにあたっては、電話による相談、また、午前8時30分から午後5時までは当支局職員による相談等も行っています。

●常駐時間
毎週月曜日（祝祭日等の休日を除く）
午前10時から午後3時まで

●常駐場所
下妻市下妻乙124番地2
水戸地方法務局下妻支局別館
☎0296(43)3935

●常駐委員
下妻人権擁護委員協議会所属
の人権擁護委員

すべての住宅に火災警報機の設置が義務付けられました

住宅用火災警報機は、火災による煙・熱を感じし、警報音や音声により火災の発生を知らせることで逃げ遅れを防ぎます。

近年、住宅火災によってお亡くなりになられる方が、高齢者を中心に増加傾向にあることから、住宅火災から家族を守るために住宅用火災警報機の設置が義務付けられました。

●設置場所 寝室
寝室が2階以上にある場合は階段（おどり場）

●種類
煙を感じする「煙式」と熱を感じする「熱式」がありますが、設置が義務付けられる場所（寝室など）には、「煙式」を設置することに なります。

ただし、台所などに設置される場合には、誤作動防止のため「熱式」の設置をお勧めします。

●設置時期
・新築住宅の場合
平成18年6月1日から適用と なっています。
・既存住宅の場合
平成23年5月31日までに設置 してください。

なお、購入にあたっては、日



住宅用火災警報機（煙感知式）

本消防検定協会の「NS」マークのついている商品を選ぶことをお勧めします。

【ご注意ください】
消防設備の業者や消防署の職員を装った悪質訪問販売業者が皆さんの家に訪れる可能性があります。消防署の職員などが訪問販売を行うことはありません。

特に「今すぐ契約しないと法令違反になります。」などと、契約を急がせる業者には注意してください。

万が一契約してしまった場合、住宅用火災警報機は「クーリングオフ」の対象となりますので、慌てずに消費生活センターなどにご相談ください。

●お問い合わせ
生活環境課 ☎(84)3618